

## 目次

L -CV-2nd-★控訴状	2
----------------	---

# 控訴状兼控訴理由書

令和2年6月29日

東京高等裁判所 御中

## 控訴人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被控訴人（被告）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号  
国 同代表者 法務大臣 森まさこ

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円  
上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第358号 慰謝料請求事件について、令和2年6月17日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

## 第1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

### 1 虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求(根拠法令については、別紙訴状Lの第2の部分参照)についても理由がないことは明らかである。よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決には心証だけで理由が無く、形式不備であり、判決とは呼べません。つまり後述の通り、①私の当り前の訴えを合理的根拠無しに否定しており、②甚だしい論理則違反による、自由心証主義への違反であり、事実認定と訴訟手続上の重大な瑕疵であり、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反であり、職権濫用による実質的な司法拒絶であり、

裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

同時にこれは、犯罪(犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪)です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

#### 第 4 控訴の理由の説明 以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

#### 合理的根拠が無いこと(判定洩れないし理由不備)

私の訴え(令和 2 年 2 月 12 日付の原告の準備書面(1)の、どこをどのように否定したのか?が判りません。

理由も無く判断できるはずが無いので論理則違反であり、自由心証主義への違反です。

また、吉田達二の判決は後述の通り、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、憲法遵守義務違反ですから、それを看過した原判決もまた同様であり、憲法解釈の誤りや、その他憲法の違反(民訴法 312 条 1 項)です。

#### 第 5 原判決の瑕疵の摘示

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

#### ★後述の「吉田達二の不当性」を否定した理由を示していません

つまり、判定洩れないし理由不備であり、1 から 6 の★印の項目です。

なお、判定洩れや理由不備には、実質的に理由になっていない場合を含みます。

#### ●反論 不公平かつ不当な審理やその準備工作を行ったとは言えない旨(判決書 3 頁)

#### ★私の訴えを否定した合理的根拠無し(判定洩れないし理由不備)

反射的利益と言えるのは正当業務行為の場合であり、吉田達二の判定は後述の通り、いずれも実質的な告訴の妨害であり、差別ですから、正当業務行為どころではなく、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、法律上保護された利益の侵害であり、職務上の故意または過失であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条)および信用失墜行為(国家公務員法 99 条)に当り、犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪です。

#### ●反論 包囲網の存在の証拠は無い旨(判決書 3 頁)

#### ★各事象の蓋然性と相互関連性の判定洩れ(無視ないし理由不備)

恣意性一覧表の全事件を総合すれば、蓋然性として、実在を認めざるを得ないはずです。

否定するなら、示した数字に其々数字で答えなければ、合理性を示せません。

付言すれば、このような狂気の隠蔽判決こそが、包囲網の何よりの証拠です。

#### 吉田達二の不当性(再掲)

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

私の訴えの要旨は令和2年2月12日付の準備書面(1)の通りですが、以下の通り、そこから更に焦点を絞ります。

## 1 ★★★ 当り前の法令違反を無視したこと(公序良俗の偽装)

警察が、犯罪被害の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に、法令違反です  
警視庁が私の回答期限付き被害届を不当に完全無視したことは、当り前に、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61, 65 条)であり、警察法 2 条などの職責違反です。

私に何も連絡していないのですから、内容が不明等の抗弁は成り立ちません。

これらの違法性は、国家権力の濫用防止という立法趣旨から考えて当然です。

同時に、憲法遵守義務(憲法 13、99 条)違反です。

要するに、皆で共謀して違法性を認めないのであり、これを正当業務行為と判定したことは、まさに公序良俗の偽装と断定でき、公務員職権濫用罪、犯人隠避罪、脅迫罪です。

しかも添付した9告訴状の通り、埼玉県警や群馬県警も、理由を告知しない実質的受付拒否という類型を重ねており、その相互関連性から警察の組織的対応も明らかです。

## 2 ★ 予見可能性に基く結果回避義務違反であることを無視したこと

訴え内容と警察の職責に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反です。

不合理な判断は、犯罪捜査規範第 4～5 条への違反です。

また既述の通り、看過できない八項目を看過したことは、少なくとも過失です。

## 3 ★★★ 不法行為の内容を擦り替えたこと

「無視したこと」から「捜査しなかったこと」に擦り替えたことは重大です。

これは「反射的利益」にする為の準備工作に相違無く、また、全ての不法行為の前堤となる部分ですから、判決に影響することは明らかであり、再審事由にも無効事由にも当ります。  
原告の基本的訴えを無視しており、裁判とは呼べません。

## 4 ★★ ケースが違う判例を適用したこと

既述の通り、四つとも完全無視や生命の危機ではありませんから、私のケースとは明らかに異なります。

## 5 ★★ 九告訴状の相互関連性を無視したこと

これらの相互関連性から、他の事件は全て、警視庁が被害届を無視したことによって、摘発を逃れた包囲網が起した派生事件であることが確信できたはずです。

つまり、警視庁にはおおいに帰責性(因果関係)が有るのであり、無視などできません。

## 6 ★ 以下の、当り前の数々を無視したこと 　　いずれも警視庁の隠蔽を示唆

★ 警視庁の完全無視の法令違反の判定洩れ(理由不備) 　　既述

★ 当該被害届が無視できない内容だったことの判定洩れ(理由不備)

顔パスの嵐や、私の出番日と会社の平均売上との連動などが、包囲網の存在を強く示唆

★ 完全無視が警視庁の害意を強く暗示していることの判定洩れ(理由不備)

★★★ 私への脅迫の為の叔母の殺害の判定洩れ(理由不備)

既述の通り、誰でも当り前にそう感じるはずです。

他の全ての不法行為の前堤となる基礎事実ないし主要事実ですから、判定不可避です。

この天文学的に超高度の蓋然性を感じないことに合理性は無く、公序良俗の偽装です。

★★★ 大田まり子の轢逃げ事故の不審の数々の判定洩れ(理由不備)

埼玉県警による殺人の事故への偽装と警視庁との事前共謀による隠蔽を示唆

★★ 警視庁サワダが2つの要請を無視したことの判定洩れ(理由不備)

既述の通り、99%の蓋然性です。

★★ 警視庁の20160606内容証明の無視の法令違反の判定洩れ(理由不備)

被害届と同様です。

★★ 警視庁サトウの幾つもの虚偽の判定洩れ(理由不備) 虚偽は無条件に不当です

監察室には繋げない、サワダの件は犯罪ではない、ここは捜査機関ではない、など

★ 所属のタクシー会社の二度の死亡事故の判定洩れ(理由不備)

60年以上死亡事故が無かった会社に、単車との右直による死亡事故が1年以内に連発する偶然確率は無く、夜の街の住人達からの逆恨みと叔母の殺害との関連を示唆しています。

## 結論 正当業務行為どころではありません

以上から、吉田達二が、原告である私の主張をほとんど無視して、極めて不公平かつ不当な審理を行い、また、不当な審理を行う為に準備工作を行ったと言え、それは付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであり、その違背が著しく不当又は不法であって、およそ裁判官としての誠実な権限行使と認め難い程度に合理性を欠いており、同時に、裁判を受ける権利の侵害であり、差別であり、裁判所法第49条「理由の無い審理」ないし「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」や、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)に当る、職務上の故意または過失であり、犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪です。

また後述の通り、このように、当り前のことを認めない判決は、当り前に、経験則違反や論理則違反であり、公序良俗を偽るということです。

## (前堤) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に広がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の存在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇

示ないし公序良俗の偽装であることは明らかです。

### (前堤) 包囲網は常に、当り前のことを無視します

つまり、当り前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、同時に手続妨害、つまり、適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

当り前のこと(予見可能性)とは、①法令、②論理則、③経験則、④蓋然性、などであり、これらを認めなければ、当り前に、公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

例えば、警察が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く否定することは、②論理則違反であり、それなのに処理済と言い張るのも②論理則違反であり、同時に、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反です。

### 第6 貴所による破棄自判を希望します

### 第7 附属書類 控訴状副本 1通

以上